

## 【オーストラリア】連邦最高裁、首都特別地域の同性婚法無効判決

専門調査員 海外立法情報調査室主任 武田 美智代

\* 2013年12月12日、連邦最高裁は、首都特別地域で同年10月に成立したオーストラリア初の同性婚法について、連邦婚姻法に反し、無効であると判示した。

### 1 同性婚法をめぐる近年の動向

同性婚の法的承認（注1）は、ここ数年オーストラリアで論議の的となっている政治課題の1つである。連邦国家であるオーストラリアは、連邦と州がそれぞれに立法権限を有しているが、婚姻は、憲法で規定された連邦議会が立法権限を有する事項の1つであり（憲法第51条第21号）、1961年連邦婚姻法が規定している。同法は、婚姻とは男女間のものと規定し、同性婚は認めていない（注2）。ただし事実上の同性カップルに対しては、連邦・州ともに、その権利を保護する立法が行われている。現在同性カップルに法的保護を与えている州として、全6州のうちニューサウスウェールズ州、ビクトリア州等4州、その他準州として首都キャンベラがあるオーストラリア首都特別地域（ACT）が挙げられる。一方、連邦レベルでも、同性カップルやその家族に対する差別的規定を改正する同性関係法が2008年に成立し、退職年金、社会保障、税、医療等連邦政府が実施する給付・サービス等について、異性婚のカップルと同様の取扱いが行われるようになった（注3）。

同性婚の法的承認については、2010年から始まる労働党政権下の第43議会期で、性別に関係なく婚姻が認められるよう婚姻法を改正する議員提出法案が4件（注4）あり、両院の関係委員会で報告・審査が行われたが、いずれも成立しなかった。

一方、州レベルでは、2013年10月22日、ACT議会で、州政府（労働党政権）が提出した2013年婚姻平等（同性婚）法が緑の党の支持を得て成立し、オーストラリアで初めて同性婚が合法化された。同法は同年11月に施行され、結婚が可能となった12月7日以来約30組の同性婚カップルが誕生したとされる。2013年9月の連邦議会選挙で政権に復帰した保守連合政権（自由党と国民党の連合）は同性婚法に反対の立場で、ACTで同性婚法が成立した後の10月25日、これを無効とする判決を求めて、連邦最高裁判所に提訴した。

### 2 連邦最高裁判所の判決

2013年12月12日、連邦最高裁判所は全会一致で、同性婚を定めたACTの法律を無効とする判決を下した（注5）。ACTの法律は、婚姻について規定する1961年連邦婚姻法の規定に反するというのがその理由で、判決の結果、ACTで誕生した同性カップルの婚姻は、全て無効となった（注6）。

今回の判決では、憲法第51条に規定する婚姻について、自然人の間で形成された合

意による結びつきであるとし、同性婚が本来的に無効ではないことが判示された。その一方で、婚姻は連邦婚姻法が排他的に定めるものであることから、最高裁判所が州及び準州等で制定された同性婚法を認める可能性が排除され、また、憲法に規定する婚姻に同性婚を含めるか否かは、連邦議会の立法裁量に属することが明確となった。

同性婚法に対する各党の立場は様々である。現在の政権党である自由党は、同性婚法に反対の立場であるが、党議拘束を外し自由投票とする良心的投票（conscience vote）が党議決定されれば、同性婚を支持すると示唆する勢力もある。一方野党労働党は、2011年12月の党全国大会で、党綱領を改正して同性婚法を支持するとしたものの、良心的投票を行うことも許容した。上院で一定の勢力を有する緑の党は、一貫して同性婚法合法化支持の立場である。（注7）

ACTの同性婚法をめぐる一連の動向は、同性婚の受容に対して、社会的、心理的影響力を及ぼしたと指摘する声もある。2013年の政権交代が、同性婚法をめぐる連邦議会の動向にどのような影響を及ぼすのか、今後の推移を見守りたい。

注（インターネット情報は2014年1月21日現在である。）

- (1) 同性間の婚姻に関する法制度は、①法律上の婚姻の定義を同性間に拡大、②異性婚カップルとほぼ同様の権利を認める同性間カップルのための新制度の構築、の2つに大別できる。本稿で取り上げた同性婚法は、①に該当する。
- (2) 1961年婚姻法には婚姻の定義がなかったが、2004年ハワード保守連合政権下における婚姻法改正によって、婚姻が異性間に限られることが明記された。
- (3) 次の論文を参照。武田美智代「同性関係法律の改正」『外国の立法』No.239-2, 2009.5, pp.26-27.  
<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000088\\_po\\_02390213.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000088_po_02390213.pdf?contentNo=1)>
- (4) 2010年9月29日に1件（緑の党上院議員提出）、2012年2月13日に2件（労働党下院議員提出及び緑の党・無所属下院議員の共同提出）、9月10日に1件（労働党上院議員提出）が提出されている。
- (5) 判決理由については、以下を参照。High Court of Australia, “The Commonwealth of Australia v The Australian Capital Territory,” 12 December 2013, [2013] HCA55 <<http://www.hcourt.gov.au/assets/publications/judgment-summaries/2013/hca55-2013-12-12.pdf>>
- (6) 以下、本文の記述は、主として次の資料による。Mary Anne Neilsen, “Same-sex marriage,” *Background Note*, 10 February 2012, Australia’s Commonwealth Parliamentary Library. <[http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/prspub/1409734/upload\\_binary/1409734.pdf;fileType=application/pdf#search=%222010s%20background%20note%20\(parliamentary%20library,%20australia\)%22](http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/prspub/1409734/upload_binary/1409734.pdf;fileType=application/pdf#search=%222010s%20background%20note%20(parliamentary%20library,%20australia)%22)>; “High Court decides the ACT’s same-sex marriage law is invalid,” *FlagPost*, December 12, 2013, Australia’s Commonwealth Parliamentary Library. <<http://parliamentflagpost.blogspot.jp/2013/12/high-court-decides-acts-same-sex.html>>
- (7) Mary Anne Neilsen, “Same-sex marriage,” *Parliamentary Library Briefing Book: Key Issues for the 44th Parliament*, 2013. pp.130-131. <[http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/prspub/2901344/upload\\_binary/2901344.pdf;fileType=application/pdf#search=%22same-sex%20marriage%20neilsen%22](http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/prspub/2901344/upload_binary/2901344.pdf;fileType=application/pdf#search=%22same-sex%20marriage%20neilsen%22)>